## 【令和6年度 佐伯市保育料(保育所利用)階層について】

階層区分	世帯の所得区分	保育料	備考
第1階層	生活保護世帯	<u>О</u> Щ	
第2階層	市町村民税非課税世帯		
第3階層 要保護世帯※1	48,600円未満		※1:「要保護世帯」とは母子世帯、父子世帯、障がい者の同居する世帯
第3階層	48,600円未満		■保育料階層の判定については、市町村民税所得割課税額(住宅借入金等特別税額控除、配当控除等を含まない)を判定の基礎とします。また、第1階層を除き、当該年度の4月から8月分までは前年度分、当該年度9月から3月分までは当該年度分の市町村民税所得割課税額で判定します。
第4階層 要保護世帯 <sub>※1</sub>	48,600円以上 77,101円未満		
第4階層 多子範囲	48,600円以上 57,700円未満		
第4階層	57,700円以上 97,000円未満		
第5階層	97,000円以上 169,000円未満		■令和6年4月から佐伯市独自事業として、市内にお住まいの児童が通う認可保育施設の保育料が無償化されています。 3歳未満児の給食費は保育料に含まれています。 詳しくは下記をご確認ください。
第6階層	169,000円以上 301,000円未満		
第7階層	301,000円以上 397,000円未満		
第8階層	397,000円以上		

## ■ 第1子保育料無償化について(佐伯市独自事業・令和6年度開始)

令和6年4月分より、これまで有償だった3歳未満の第1子の保育料を無償化します。 対象は佐伯市に住民票があり、市内・市外の認可保育施設に通う3歳未満の第1子です。 ※市外に住民票があり、市内の認可保育施設を利用する場合は対象外です。 保育料は世帯の所得に関わらず無償となりますが、今後も保育料の階層については判定する必要がありますので、引き続き入所申し込みや世帯変更の際にマイナンバーの提出をお願いします。

## ■ 第2子以降の保育料無償化について

生計を一にしている子どものうち第2子以降の保育料は、大分にこにこ保育支援事業拡充等により無償です。

## ■ 3歳以上の保育料無償化について

4月1日現在の年齢が3歳以上の児童の保育所、認定こども園の保育料は国の施策により無償です(幼稚園利用は満3歳児から無償です)。ただし、保育所等の給食費、帽子代、行事に係る費用等は、保護者負担となります。